## 公益財団法人新潟県スポーツ協会役員等選任規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会(以下「本会」という。)定款(以下「定款」という。)第22条に定める役員の選任及び第11条に定める評議員の選任について定める。

(役員等の制限年齢)

第2条 役員及び評議員(以下「役員等」という。)は、就任時において、その年齢が満75 歳未満でなければならない。ただし、会長が役員として再び選任される場合についてはこの限りでない。

(役員等の任期の制限)

第3条 役員等は、連続して3期を超えて就任することができない。ただし、会長、副会 長、専務理事、常務理事及び名誉会長についてはこの限りでない。

(役員の選任方法)

- 第4条 定款22条に定める役員は、次に掲げる区分から、役員等候補者選出委員会が理事候補者及び監事候補者を定め、評議員会に推薦し、評議員会において選任する。
- (1) 定款第36条に定める加盟団体関係者
- (2) 企業スポーツ関係者
- (3) 学識経験者

(評議員の選任方法)

- 第5条 定款第11条に定める評議員は、次に掲げる区分から、役員等候補者選出委員会が 評議員候補者を定め、評議員選定委員会に推薦し、評議員選定委員会において選出する。
- (1) 定款第36条に定める加盟団体関係者
- (2) 企業スポーツ関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 報道関係者
- (5) 学識経験者
- 2 理事会又は評議員会は、定款第11条第4項の定めにより、それぞれが評議員候補者を 評議員選定委員会に推薦することができる。

(役員等候補者選出委員会)

- 第6条 この規程の実効性を確保するために、本会に役員等候補者選出委員会を設置する。
- 2 役員等候補者選出委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

## (その他)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は役員等候補者選出委員会が別に定める。

## 附則

- 1 この内規は、平成13年3月13日から施行する。
- 2 役員選出内規(昭和56年9月21日施行)は、廃止する。平成21年3月3日改正平成30年4月1日改正
- 3 この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- 4 役員選出内規(平成13年3月13日施行)は、廃止する。